令和6年度 障害福祉サービス等報酬改定

改定のポイント

※大きく変更となる点などを抽出しており、 この他にも改定内容はありますのでご注意ください。

令和6年4月12日 郡山市障がい福祉課

項目名(特に注意すべき指定要件や加算要件の変更など)



↑なるべく改定内容が分かりやすいよう項目に吹き出しをつけています。

参照する資料等(ウェブ公開されている資料はリンクを貼っています)

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要【厚労省概要】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容【厚労省・こ家庁改定内容】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要【こ家庁概要】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、<mark>就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助</mark>、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

福祉 • 介護職員等処遇改善加算

- 現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた <u>4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化する</u> とともに、新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる。
- <u>令和6年度末まで現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率引き上げ</u>を行う (経過措置区分)。
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択 支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。
- 加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する。(福祉・介護職員への配分を基本とし、 特に経験・技能のある職員への重点的配分が基本だが、事業所内で柔軟な配分が可能)
- 月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算IVの加算額の1/2以上を月額賃金に充てる こととする。
- 令和7年度に職場環境等要件の見直しを行う。
- <u>福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター</u> へ問い合わせが可能。 電話番号:050-3733-0230 受付時間:9:00~18:00 (土日含む)

【厚労省概要】: P5,P8 【厚労省・こ家庁改定内容】: P5~6 【厚労省事業者向けリーフレット】₃

【全サービス】療養介護、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

虐待防止措置未実施減算(身体拘束等の適正化の推進)



新設

- 以下を満たさない場合に減算。
 - ① <u>虐待防止委員会を定期的に開催する</u>とともに、<u>その結果について従業者に周知徹底 を図る</u> こと
 - ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
 - ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- 減算率は全サービス1%。
- <u>身体拘束廃止未実施減算</u>(計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就 労定着支援を除く全サービス対象)についても<u>減算率を見直し</u>。
 - 5 单位→10%:入所系(療養介護、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
 - 5単位→1%:その他のサービス

【全サービス】療養介護、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

業務継続計画未策定減算

減算措



- 以下を満たさない場合に減算。
 - ① 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定すること
 - ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- 減算率は

3%:入所系(療養介護、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)

1%:その他のサービス

- 「<u>感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備</u>」及び「<u>非常災害に関する具体的計画</u>」 の策定を行っている場合には、<u>令和6年度末まで</u>減算を適用しない。
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、 就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談 支援、地域移行支援、地域定着支援については、現在「非常災害に関する具体的計画」の 策定が求められていないこと等を踏まえ、令和6年度末まで減算を適用しない。
- 就労選択支援については、<u>令和8年度末まで</u>減算を適用しない。

<u>【厚労省概要】</u>:P15,16 <u>【厚労省・こ家庁改定内容】</u>:P14 <u>【こ家庁概要】</u>:P88

【全サービス】療養介護、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

情報公表未報告減算

減算

新設

- <u>障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に</u>
 <u>係る報告(WAM-NET)がされていない</u>場合、所定単位数を減算する。
 ※必要なのが「報告」である点に注意。(公表までは要件ではない)
- 減算率は

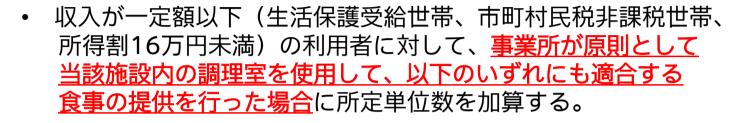
10%:入所系(療養介護、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)

5%:その他のサービス

- 事業所の<u>指定更新時、情報公表に係る報告がされていることを指定権者(郡山市)は確認する。(公表していない場合、指定更新が承認されない可能性がある)</u>
- <u>財務状況についての未報告が非常に多いため</u>各事業所で見直しが必要。(財務状況の報告は 必須の報告項目)

<u>【厚労省概要】</u>:P17,18<u>【厚労省・こ家庁改定内容】</u>:P16 <u>【こ家庁概要】</u>:P89

食事提供体制加算





- ① <u>管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること(外部委託可)又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した(年1回以上)献立であること</u>
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること
- ・ 令和6年9月30日までは、管理栄養士等が献立の内容を確認していない場合も算定可。

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、 就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

集中的支援加算



- I…強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。
 - ※事業所から届出があったら都道府県が広域的人材を名簿から選定して派遣する。
- II…指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、 当該利用者に対して 集中的な支援を行った場合、3 月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

<u>※Ⅱは入所系のみ算定可能。</u>また、<u>IとⅡは併給可能。</u>

【厚労省概要】:P10,11 【こ家庁概要】:P25,55,56

高次脳機能障害支援体制加算

- 高次脳機能障害に関する研修を受講した<mark>常勤の相談支援専門員を配置する</mark> 相談支援事業所を評価する。
 - ① 高次脳機能障害支援体制加算(I)…対象者あり
 - ② 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ)…対象者なし



生活介護、障害者支援施設等、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、就労選択支援

高次脳機能障害者支援体制加算

• <u>高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上</u>であって、<u>専門性を有する</u> 職員が配置されている通所サービスや居住サービスを評価する。



<u>【厚労省概要】</u>:P13,14<u>【厚労省・こ家庁改定内容】</u>:P28 <u>【こ家庁概要】</u>:P74

居宅介護の特定事業所加算

- 算定要件を見直し以下のとおりとなる。
 - ① 変更なし(サービス提供体制の整備)
 - ② 変更なし(良質な人材の確保)
 - ③ 重度障害者への対応(区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心 身障害児及び医療的ケア児の占める割合が30%以上)
 - ④ 中重度障害者への対応(区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者<u>並びに重症</u> <u>心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が50%以上</u>)
- ・ 令和5年度末に算定している事業所は、令和8年度末まで経過措置あり。

居宅介護の通院等介助

- 要件变更
- 居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合だは、<u>障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地(病院等)への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする</u>。
- 自宅→通所事業所→病院→自宅の場合も利用可(同一事業所が送迎する場合)
- 自宅→通所→病院→通所は不可。

<u>【厚労省概要】</u>: P20~22<u>【厚労省・こ家庁改定内容】</u>: P19



熟練従事者による同行支援の見直し

要件変更

・ 採用から6か月以内の新任従事者に限らず、利用者の支援に初めて従事する 従業者も対象となる。

入院中のコミュニケーション支援の拡充

• 対象:区分6→<u>区分4以上</u>

入院時支援連携加算

- 重度訪問介護従業者による<u>入院前の連絡調整を評価</u>
- 病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、<u>重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合</u>に、1回を限度として所定単位数を加算する。

要件变更



<u>【厚労省概要】</u>:P22,23<u>【厚労省・こ家庁改定内容】</u>:P20

特定事業所加算

要件变更

- ① 変更なし(サービス提供体制の整備)
- ② 良質な人材の確保
 - ・ 介護福祉士の割合 30%以上
 - 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
 - ・ 常勤の同行援護従事者によるサービス提供 40%以上
 - 同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者 等30%以上
 - ・ 盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者 20%以上
- ③ 変更なし (重度障害者への対応)
- ④ 変更なし(中重度障害者への対応))

【厚労省概要】:P23~24

短時間の支援の評価

要件変更

• 報酬区分を変更し<u>短時間の支援の評価</u>

特定事業所加算

- ① サービス提供体制の整備
 - 研修の計画的実施、情報の的確な伝達等
 - サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。
 - ※ 令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、<u>3年間の</u> 経過措置を設ける。
- ② 良質な人材の確保
 - 介護福祉士の割合 30%以上
 - 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
 - 常勤の行動援護従事者によるサービス提供 40%以上
 - サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者
- ③ 重度障害者への対応(区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が30%以上)
- ④ 変更なし (中重度障害者への対応)



基本報酬

要件変更

- <u>区分及びサービス提供時間別に</u>基本報酬を設定する。
- 個別支援計画に設定したサービス提供時間での請求とする。
- 個別支援計画に支援時間を設定する欄を設ける。
- <u>当日の道路状況、天候、本人の心身の状況などやむを得ない事情による短期的利用について</u> は、個別支援計画に位置付けた時間での算定が可能。
- 医療的ケア児の成人移行のため、<u>重心対象の多機能型限定で5人以下の報酬を新たに設定</u>
- <u>平均利用者数を算定する場合に、サービス提供時間を考慮する。</u> (短時間の利用者の分人員配置を減らせる)

福祉専門職員配置等加算

• <u>生活介護のみⅠまたはⅡとⅢの併給が可能。</u>(ⅠとⅢ、またはⅡとⅢを併給可能)

延長支援加算

所要時間9時間以上の支援について算定可能。

【厚労省概要】:P28,29【厚労省・こ家庁改定内容】:P21





基本報酬

要件変更

利用定員の変更を行いやすくし、施設から地域への移行を推進するため、10人ごとの定員別報酬設定とする。

地域との連携

運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、
 地域の関係者を含む外部の目(又は第三者による評価)を定期的に入れる取組を<u>義務付ける</u>。
 ただし、<u>令和6年度までは経過措置として、事業者の努力義務とする(共同生活援助も同様)</u>。

【厚労省概要】:P36

15

基本報酬

重度障害者支援を目的に拡充し、 介護サービス包括型6:1の人員基準を報酬で評価

自立生活支援加算

· 拡充し、支援内容に応じて(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の区分を設定。

要件変更

新設

退去後共同生活援助(外部サービス利用型共同生活援助)サービス費

- <u>グループホームを退居した利用者(自立生活支援加算(I)又は(II)を</u> <u>算定していた者に限る。)に対し、当該利用者の居宅を訪問して以下の要件</u> <u>を満たす内容の支援を行った場合</u>に、退居日の属する月から3月間(引き続き支援すること が必要であると市町村が認めた利用者に対しては6月間)に限り算定。
 - ① 利用者の一人暮らし等への移行に当たって会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
 - ② おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

<u>【厚労省概要】</u>:P41,42<u>【厚労省・こ家庁改定内容】</u>:P24,25

16

人員配置体制加算

- ・ 特定従業者数換算方法(従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を 一律に40時間として、従業者の員数に換算する方法。法人の定める常勤 として勤務する時間を考慮しない。)により、一定の基準以上に世話人または生活支援が配置 されている場合に算定。
 - (I) …利用者数(前年度平均利用者数)12:世話人または生活支援員1
 - (Ⅱ) …利用者数(前年度平均利用者数)30:世話人または生活支援員1

日中支援加算(Ⅱ)

初日から算定可能とする。(日中サービス支援型を除く)

地域との連携

運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、
 地域の関係者を含む外部の目(又は第三者による評価)を定期的に入れる取組を<u>義務付ける</u>。
 ただし、<u>令和6年度までは経過措置として、事業者の努力義務とする(施設入所支援も同様)</u>。

新設

定期的な訪問等による支援

居宅への訪問に加え、テレビ電話等による支援をそれぞれ 1月に1回以上行った場合、自立生活援助サービス費(Ⅲ) 700単位/月の算定が可能。

要件変更

新設

要件変更

人員配置基準の弾力化

・ <u>自立生活援助と地域相談支援の指定を併せて受け、かつ、</u> 同一の事業所において一体的に運営している場合は、<u>地域相談支援に係る事業所</u> に配置された相談支援専門員を自立生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者とみなすこ とができる。

実施主体の廃止

• 参入事業者の拡大を目的に、実施主体要件を廃止。



<u>【厚労省概要】</u>:P45~47<u>【厚労省・こ家庁改定内容】</u>:P27

個別計画訓練支援加算



- 標準化された支援プログラムの実施と客観的な指標に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。次の①から⑥に適合する事業所において、個別訓練実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。
 - ①~⑤ (略)
 - ⑥ <u>支援プログラムの内容を公表する</u>とともに、社会生活の自立度評価指標(SIM)に基づき利用者の生活機能の改善<u>状況等を評価し、当該評価の結果を公表している</u>こと。

【厚労省概要】:P49,50

指定基準(利用定員規模の見直し)

運営基準及び社会福祉法施行規則における利用定員規模を見直し、定員 10 名以上からでも実施可能とする。

地域連携会議実施加算(旧:支援計画会議実施加算)

- 地域連携会議実施加算(I)…サビ管参加(従来通りの基準)
- 地域連携会議実施加算(II)…<u>サビ管へ結果を情報共有</u>

就労選択支援との関連

• 令和9年4月から、標準利用期間を超えて利用する意向のある 者は原則「就労選択支援」を利用する。



【厚労省概要】:P50~52【厚労省・こ家庁改定内容】:P29

基本報酬 (スコアの見直し)

- 要件変更
- 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
- 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
- 利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
- 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、運営基準を満たすことができていない事業所への対応として、自治体による指導を行うとともに、経営改善計画に基づく取組を行っていない場合について新たにスコア方式に減点項目を設ける。

就労選択支援との関連

• 令和9年4月から、就労A型を新たに利用する者は、原則 「就労選択支援」を利用する。

基本報酬(平均工賃月額の算定式の変更)

要件变更

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における工賃支払総額を算出
 - イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出 (前年度の延べ利用者数÷前年度の 年間開所日数)
 - ウ 前年度における工賃支払総額(ア)÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数 (イ)÷12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

目標工賃達成指導員配置加算

• <u>目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置</u>し、手厚い人員体制(<u>職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生工支援員の総数が常勤換算方法で5:1以上</u>)をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。

<u>【厚労省概要】</u>:P52~55<u>【厚労省・こ家庁改定内容】</u>:P31

目標工賃達加算



• <u>目標工賃達成指導員配置加算を算定</u>し、<u>工賃向上計画を作成</u>したうえで、 <u>計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算</u>する。

就労選択支援との関連



• <u>令和7年10月から、就労B型の利用前に原則「就労選択支援」を利用することとする。</u>

【厚労省概要】: P53~54【厚労省・こ家庁改定内容】: P31

基本報酬 (機能強化型)



複数事業所が協働で体制を確保することにより、 機能強化型(継続)サービス利用支援費を算定できる場合の要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること」についても、対象に加える。

(機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)を算定する事業所の要件について、以下の内容を追加)

- ① 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。
- ② 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。
- ③ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること 又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。(複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件)
- ※改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、<u>令和7年</u> 3月31日までの間は、上記①及び②の要件を満たしているものとみなす。

<u>【厚労省概要】</u>:P62~64 <u>【厚労省・こ家庁改定内容】</u>:P35 <u>【こ家庁概要】</u>:P65

児童発達支援センターの一元化(基準・報酬)



- 人員・設備等の基準については令和9年3月31日まで経過措置
- 基本報酬は経過的給付費、加算は見直しをした形で設定
- 基本報酬に時間区分を盛り込んでいるが、医療型は入っていない

中核機能強化加算

- 児童発達支援センターのみが算定できる加算
- ①~⑨の基本要件を満たす。【こ家庁概要P4】

<各加算の要件>

- %(I) イロハ全てに適合 (II) イ ・ ロに適合 (III) イ又はロのいずれかに適合
 - イ 主として包括的な支援の推進と地域支援を行う者として 、 常勤専任で1以上加配 (ハの資格者等で 、 資格取得後 、 障害児通所支援等業務に5年以上従事した者に限る)
 - ロ 主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者として 、 常勤専任で 1以上加配(同上)
 - ハ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員の全ての職種を配置し、連携して支援を行っていること(配置に要件あり)
 - <u>※イ・ハは事業所の従業者と兼務できるが、保育所等訪問支援員とは兼務不可</u>



総合的な支援の推進(基準)

要件変更

- ・ 5 領域(<u>「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」</u> <u>「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」</u>)を全て含めた総合的な支援を提供 することを基本とし、支援内容について個別支援計画等において 5 領域を明確化した上で 支援を行うこと。
- 国において、ガイドライン改定中

支援プログラム未公表減算

- 支援プログラムについては、事業所が提供する発達支援に おける基本的考え方や5領域とのつながりを明確化した支援の内容、関係機関連携や家族支援、インクルージョンの取組等の 事業所の支援の全体像と方針について整理し記載する。 事業所の従業者の意見も聴いて作成。
- インターネットその他の方法により広く公表する。
- 支援プログラムは自治体への届出が必要。
- <u>R6年度は経過措置で努力義務、R7年度から減算開始</u>。

<u>【厚労省概要】</u>: P75,76 <u>【厚労省・こ家庁改定内容】</u>: P37 <u>【こ家庁概要】</u>: P6,7

児童指導員等加配加算



- 加配加算の考え方が変わる。(常勤専従・常勤換算と経験年数)
- 特別支援担当職員を資格相当職に、特別支援学校又は特別支援学級の勤務も経験年数に算入
- 経験年数は資格取得前でも算定可能
- 従前と同じく複数区分の職員を組み合わせる場合は低い区分で算定

専門的支援体制加算/専門的支援実施加算



- 専門的支援<mark>体制</mark>加算(旧専門的支援加算)
- 専門的支援実施加算(旧特別支援加算) →併給可能に
- 対象職種に視覚障害児支援担当職員、保育士・児童指導員は資格取得後5年の実務のみ
- 実施加算は

児童発達支援:月4回(月12日以上利用は月6回まで)

放課後等デイサービス:月2回(6~12日利用は4回、12日以上は6回)

<u>【厚労省概要】</u>:P76,77 <u>【厚労省・こ家庁改定内容】</u>:P37 <u>【こ家庁概要】</u>:P8,9

基本報酬(支援時間の下限の設定・時間区分創設)



- <u>30分以下は算定対象外</u>(周囲の環境に慣れるためなど市町村が認めた場合は可)
- 放課後等デイサービスも<u>休業日単価は廃止</u>、時間区分で設定(<u>放デイの区分皿は休業日のみ</u> <u>算定可</u>)
- 個別支援計画より短い場合…事業所都合:実際の提供時間で算定する。 保護者・利用児都合:計画の提供時間で算定する。
- 共生型は時間区分を導入しない。児童発達支援センターも旧医療型、旧重心児対象は導入し ない。
- 放課後等デイサービスの欠席時対応加算Ⅱは廃止

自己評価・保護者評価

- <u>まず従事者による評価を受けてから</u>事業所評価を実施するとともに、保護者に よる評価を受ける。
- 概ね1年に1回以上、<u>自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を保護者に示すとともに、</u>インターネット等その他の方法により公表する。

<u>【厚労省概要】: P77,78 【厚労省・こ家庁改定内容】: P37 【こ家庁概要】</u>: P10,11

関係機関連携加算

要件变更

- ⅡとⅢが新設、Ⅳの要件は従前のⅡ。
- オンラインの会議も算定可能になった。
- Ⅲと個別サポート加算Ⅱは併給できない。

事業所間連携加算

- ・セルフプランで複数事業所利用をしている児童が対象。
- Ⅰはコア事業所、Ⅱはコア以外の事業所が算定。オンラインの会議でも算定可能。
- ・ すべての併用事業所が同一法人の場合は算定不可。
- 市町村はセルフプランの内容を利用事業所に共有し、この加算の活用を勧める。



医療連携体制加算 (**VI**)

- 単位数を引き上げ、重症心身障害児も対象とする。
- 医療的ケア児は引き続き対象から除外する。

主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬

- 定員区分を8区分→3区分に変更する。
- 5人定員の事業所は単価が大幅に上がる。

入浴支援加算

- <u>医療的ケア児又は重症心身障害児</u>に、発達支援とあわせて <u>入浴支援を行った場合</u>に算定。
- <u>月8回までの算定</u>を限度とする。

送迎加算

• 主として重症心身障害児や医療的ケア児を対象とする事業所でなくとも、 重症心身障害児や医療的ケア児を送迎した場合は算定を可能とする。

要件变更







<u>【厚労省概要】</u>:P79~81 <u>【厚労省・こ家庁改定内容】</u>:P39 <u>【こ家庁概要】</u>:P18 ~21

個別サポート加算Ⅱ

- 連携先にこども家庭センターを追加。
- 関係機関連携加算Ⅲと併給できないため注意。

要件变更

人工内耳装着児支援加算

- 難聴児支援の充実を図る観点から、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に支援 を行った場合の評価を行う。
- (I)は<u>児童発達支援センターのみ算定可能</u>、(Ⅱ)は<u>センター以外も算定可能</u>。

視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

- 視覚障害児や重度の聴覚障害児への支援を促進する観点から、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合の評価を行う。
- 配置は加配ではなく、基準人員として配置することも可能。

新設

<u>【厚労省概要】</u>: P82,83 <u>【厚労省・こ家庁改定内容】</u>: P40 <u>【こ家庁概要】</u>: P28~30

家族支援加算(旧家庭連携加算•事業所内相談支援加算)

要件変更

- 家庭連携加算・事業所内相談支援加算を統合。
- (I)は個別、(II)はグループでの支援が対象。<u>(月4回まで)</u>
- 相談援助等の対象に<u>きょうだいを含む。</u>

子育てサポート加算

- 家族が支援の場(事業所)でこどもへの対応やかかわり方を学ぶ機会を提供した場合に評価。
- 1人の職員につき5世帯まで、月4回までが上限。
- 家族支援加算との併給不可。

延長支援加算

- 要件変更
- <u>個別支援計画に位置付けて1時間以上の延長支援を行うこと。</u>
- 延長時間には2人以上の職員(うち1名は児童発達支援管理責任者含む基準人員であること)を配置すること。
- 10人を超える場合は5人につき1人ずつ増加。

<u>【厚労省概要】</u>: P83~85 <u>【厚労省・こ家庁改定内容】</u>: P41 <u>【こ家庁概要】</u>: P36 ~39

新設

児童発達支援の個別サポート加算(I)



- 乳幼児等サポート調査表は廃止
- 従来の個別サポート加算(I)100単位/日は廃止(基本報酬に包括)
- 個別サポート加算(I)120単位/日が新設
- ※個別サポート加算(I) 120単位/日の対象者は以下のいずれかに該当する方 重症心身障害児 身体手帳 1 級 ・ 2 級 療育手帳 最重度又は重度 精神障害者保健福祉手帳 1 級
- 主として重症心身障害児を対象とする事業所では本加算は算定しない。

<u>【厚労省概要】</u>:P82 <u>【厚労省・こ家庁改定内容】</u>:P37,40 <u>【こ家庁概要】</u>:P26

放課後等デイサービスの個別サポート加算(I)



- 就学時サポート調査表は継続
- ①個別サポート(I)90単位/日は、従来通り就学児サポート調査表13点以上の方が対象
- ②個別サポート(I)(重度)120単位/日が新設 ※同調査表にて食事、排せつ、入浴、移動のうち3以上が「全介助」の方が対象
- ①については、強度行動障害者養成研修(基礎研修)修了者を配置して支援を行った場合、 さらに30単位を加算可能。
- 主として重症心身障害児を対象とする事業所では算定しない。

個別サポート加算(Ⅲ)

- 算定に当たり学校との連携が必要だが、<u>当該連携については関係機関連携加算の算定は不可</u>。

<u>【厚労省概要】</u>:P89,90 <u>【厚労省・こ家庁改定内容】</u>:P37,40 <u>【こ家庁概要】</u>:P27,31

通所自立支援加算

- 学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、 職員が付き添って計画的に支援を行った場合に算定可能。
- <u>安全計画に位置付けること</u>が要件のひとつ。(ほかにも要件あり)
- 算定開始から90日間のみ算定可能。
- 通所経路が変更となった場合はあらためて算定可能。

自立サポート加算

- 高校2・3年生のみ対象。
- 関係機関連携加算ⅠまたはⅡと併給可能。

強度行動障害児支援加算

• I:20点以上の児、<u>強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者配置</u>

Ⅱ:30点以上の児、強度行動障害支援者養成研修(中核的人材養成研修)修了者配置

新設





<u>【厚労省概要】</u>: P88,89 <u>【厚労省・こ家庁改定内容】</u>: P38,39 <u>【こ家庁概要】</u>: P14,15,24 35

効果的な支援の促進(運営基準、基本報酬)

- ・ 支援訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。
- 自治体が認めた場合以外は30分未満は算定できない。 (訪問先事業所、児童都合の場合は請求可能)
- フィードバック等はオンラインでも差し支えない。



- 訪問支援員を含む、職種の異なる複数人による支援を提供したことに対する評価。
- 1人以上は訪問支援員特別加算を算定できることが要件のひとつ。

家族支援加算(保育所等訪問支援の旧家庭連携加算)

オンラインでの相談援助も算定可能。 (原則カメラ有での実施)

I:個別の支援

Ⅱ:グループでの支援









【厚労省概要】: P91,92 【厚労省・こ家庁改定内容】: P42 【こ家庁概要】: P32,34,36,42

関係機関連携加算

- 新設
- 訪問先施設及び利用児童の支援に関わる関係機関との会議等により 情報連携を行った場合に算定可能。
- <u>算定は月に1回まで。</u>

自己評価結果等未公表減算(自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入)

- 事業所に対して、自己評価・保護者評価・<u>訪問先評価</u>の実施・公表を 求めるとともに、未公表の場合は減算を設ける。
- <u>未公表減算は令和7年4月1日から適用。</u>なお、令和6年度中に評価の 実施・公表を行った事業所は届け出が必要。



訪問支援員特別加算



- 配置のみではなく、当該職員による支援を行うことが必要。
 - ※算定要件
 - 保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上<u>(保育所等訪問支援等</u>の業務従事の場合、3年以上) の職員を配置し当該職員が支援を行う場合
 - ① <u>業務従事10年以上(保育所等訪問支援等の業務従事5年以上)</u>の職員の場合 … (T)
 - ② 業務従事5年以上10年未満 <u>(保育所等訪問支援等の業務従事3年以上)</u>の職員の場合 ··· (Ⅱ)

ケアニーズ対応加算

• <u>訪問支援員特別加算の対象となる職員</u>を配置し、<u>重症心身障害児等の</u> 著しく重度の障害児や医療的ケア児に対して支援を行った場合に算定。



<u>【厚労省概要】</u>: P94,95 <u>【厚労省・こ家庁改定内容】</u>: P42 <u>【こ家庁概要】</u>: P45,46